

## 福岡食肉市場におけるインボイス制度に係る対応について (出荷者の方へ)

福岡食肉市場株式会社

適格請求書発行事業者登録番号

T9-2900-0100-3915

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

さて、福岡市中央卸売市場食肉市場に肉畜をご出荷される際のインボイス制度上の特例や、当社の制度への対応についてご案内いたします。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

### <お問い合わせ先>

福岡食肉市場(株) 総務課

TEL: 092-641-6135

※ インボイス制度そのものに関する概要や詳細については、国税庁の特集サイトや、税理士、税務署などにご確認ください。

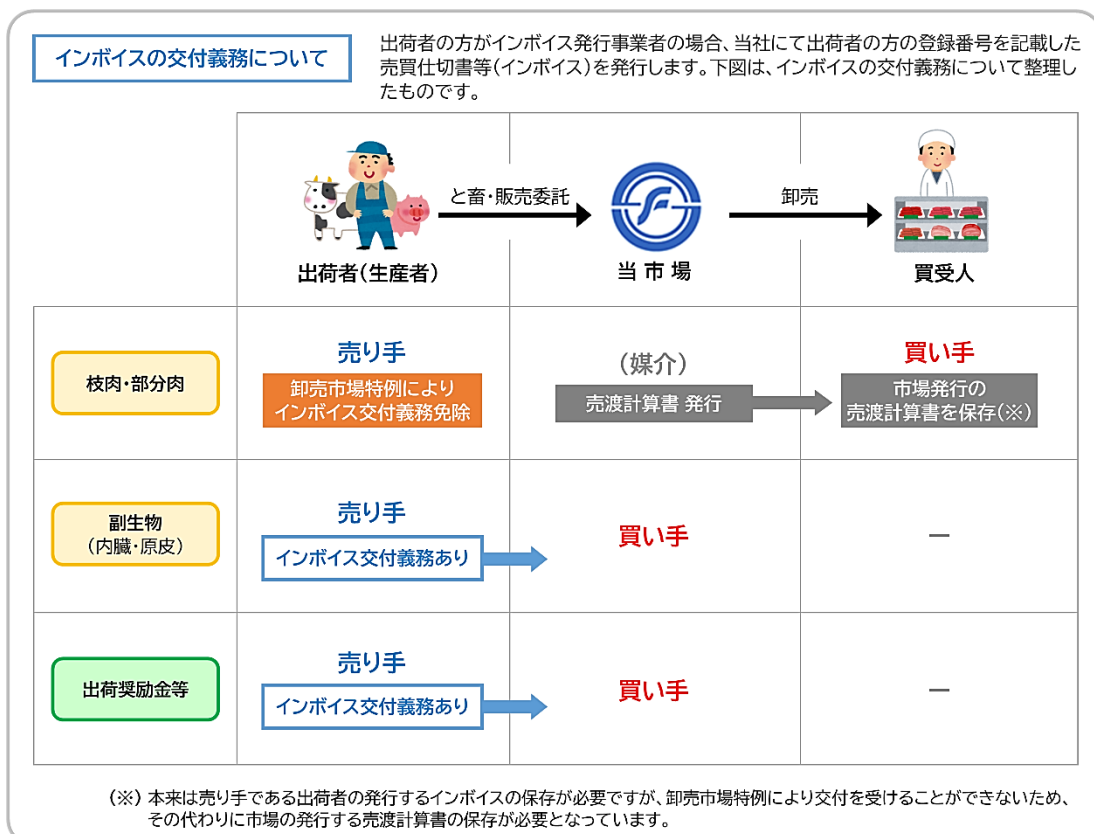
「特集 インボイス制度」(国税庁サイト)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



## (1) インボイスの交付義務と卸売市場の特例について

- 適格請求書発行事業者は、取引の相手方（課税事業者）からの求めに応じて、適格請求書（インボイス）の交付義務が課されていますが、当市場（福岡市中央卸売市場食肉市場）は農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場であるため、**特例により出荷者の方のインボイス交付義務が免除**されています。
- ただし、これは「**出荷者から委託を受けた受託者（当市場）が卸売の業務として行うもの**」に限られるため、当社が**出荷者の方から直接買い付けている副産物（内臓等）や出荷奨励金は特例の対象外**となり、**インボイスの交付義務が課されること**となります。
- そのため、当社より発行しております売買仕切書や出荷奨励金計算書を出荷者の方に代わって発行するインボイスとするため、出荷者の方の登録状況（インボイス発行事業者の登録番号、または発行事業者ではない旨）の通知をお願いしております。
- なお、卸売市場特例により枝肉の購買者は売り手である生産者の方からインボイスの交付を受けることができないため、購買者は当社の発行する売渡計算書を保存することが仕入税額控除の要件となっています。そのため、出荷者の方がインボイス発行事業者であるか免税事業者であるかを、当社から購買者に公表する予定はございません。




## (2) インボイス制度開始後の出荷申込について


- 制度開始前に、インボイス制度の登録状況についてはご通知をお願いしておりますので、出荷申込の都度、登録番号等をご通知いただく必要はございません。
- ご通知いただいた登録状況から変更があった際は、出荷申込の際に当社営業担当者へその旨をお伝えください。  
(免税事業者からインボイス発行事業者になった場合など)
- 出荷者（農協など）の方が、生産者の方から委託を受けて当市場へご出荷いただいている場合、媒介者交付特例により出荷者（受託者）の方の登録番号で売買仕切書等を発行させていただきます（インボイス発行義務の関係については下図をご参照ください）。
  - この場合、生産者の方・出荷者の方がいずれもインボイス発行事業者でなければ売買仕切書をインボイスとすることができませんので、出荷者の方から当社に対して、生産者の方の登録状況（インボイス発行事業者または発行事業者でない旨）のご通知をお願いいたします。
  - 生産者分の登録状況の通知については、決まった様式はございません。  
生産者名と登録状況が分かるものをご提示ください。

**インボイスの交付義務について  
(生産者から委託を受けて出荷する場合)**


生産者の方と出荷者の方がどちらもインボイス発行事業者の場合、当社にて、媒介者交付特例により出荷者の方の登録番号を記載した売買仕切書等(インボイス)を発行します。  
下図は、インボイスの交付義務について整理したものです。

  
生産者


と畜・販売委託

  
出荷者(農協など)

と畜・販売委託

  
当市場

卸売

  
買受人

	生産者	出荷者(農協など)	当市場	買受人
枝肉・部分肉	<b>売り手</b> 卸売市場特例により インボイス交付義務免除	(媒介)	(媒介) 売渡計算書 発行	<b>買い手</b> 市場発行の 売渡計算書を保存(※1)
副生物 (内臓・原皮)	<b>売り手</b> インボイス交付義務あり	<b>媒介者</b> 媒介者交付特例により 生産者に代わって交付	<b>買い手</b>	-
出荷奨励金等 (※2)	-	<b>売り手</b> インボイス交付義務あり	<b>買い手</b>	-

(※1) 本来は売り手である出荷者の発行するインボイスの保存が必要ですが、卸売市場特例により交付を受けることができないため、その代わりに市場の発行する売渡計算書の保存が必要となっています。

(※2) 出荷奨励金等は、出荷の対価として市場からお支払するものですので、市場に対して出荷した方が売り手となります。

### (3) 売買仕切書等のインボイス対応について

- 枝肉代金や控除金（と畜経費など）の計算方法については、変更はございません。
- 2023年10月よりインボイス制度への対応として、売買仕切書に下記項目を追加いたします。
  - ① 出荷者の方の登録番号（インボイス発行事業者の場合のみ）
  - ② 当社のインボイス発行事業者登録番号
  - ③ 各経費の支払先事業者の事業者名とインボイス発行事業者登録番号
  - ④ 各経費の消費税率・消費税額（現在は税込金額のみ表示しています）
- ご負担いただいております振込手数料について、当社よりお送りしております「品代金振込のご案内」を立替金精算書とし、支払先金融機関の名称や登録番号・消費税額等を記載いたしますので、必要に応じて保存いただきますようお願いいたします。

### (4) 出荷奨励金計算書について

- 出荷奨励金の計算方法については、変更はございません。
- 2023年10月よりインボイス制度への対応として、出荷奨励金計算書に出荷者の方のインボイス発行事業者登録番号を追加いたします。

(5) 枝肉代金や諸経費等に係る生産者の方の消費税の処理について

当市場との取引において発生する代金や諸経費について、消費税率や支払先は下記のとおりといたします。

● 生産者・出荷者の方の売上

項目	消費税率	販売相手
枝肉代金	軽減税率8%	売買参加者など
副生物(内臓等)代金	軽減税率8%	福岡食肉市場(株)
原皮代金	標準税率10%	
出荷奨励金等(※1)	標準税率10%	

(※1) 出荷奨励金・輸送費助成金・優良肉畜助成金。

● 生産者・出荷者の方の仕入

項目	消費税率	支払先	支払先の登録番号
委託手数料	標準税率10%	福岡食肉市場(株)	T9-2900-0100-3915
冷蔵保管料			
と畜場使用料			
と畜解体料	標準税率10%	福岡食肉市場関連企業組合	T1-2900-0500-2631
臨時解体料			
格付検査手数料	標準税率10%	(公社)日本食肉格付協会	T8-0100-0501-6652
と畜検査手数料	非課税	福岡市 保健医療局 生活衛生部 食肉衛生検査所	
共済金	非課税	福岡市食肉市場肉牛共済基金	
預り金 (県南食肉センターと畜経費)	標準税率10%	県南食肉センター協同組合	T1-2900-0501-0626
振込手数料(※2)	標準税率10%	(株)福岡銀行	T1-2900-0100-4367
		(株)西日本シティ銀行	T8-2900-0100-4344

(※2) 振込手数料の支払先は「品代金振込のご案内」に記載いたします。

以上